



滋賀県指令医政第274号

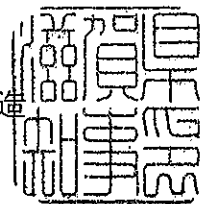
東京都目黒区東が丘二丁目5番21号  
独立行政法人国立病院機構

平成31年3月4日付けで申請のありました地域医療支援病院の名称使用については、医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり承認します。

平成31年(2019年)3月27日

滋賀県知事

三日月 大造



承認病院名および所在地

独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター

東近江市五智町255番地

滋 医 政 第 274 号  
平成 31 年(2019 年)3 月 27 日

独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター  
院長 井上 修平 様

滋賀県健康医療福祉部長



地域医療支援病院の承認について (通知)

このことについては、別添指令書のとおり承認されましたので通知します。  
今後、医療法第12条の2および医療法施行規則第9条の2の規定に基づき、  
業務報告を行ってください。